（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構管理部庶務課長）木村　一夫
防衛事務官に任命する
沖縄防衛局管理部長を命ずる
沖縄防衛局管理部施設取得第3課長事務取扱を命ずる
（沖縄防衛局管理部施設取得第2課長）防衛事務官　安村　宗英
那覇防衛事務所長を命ずる
兼ねて沖縄防衛局管理部施設取得第2課長を命ずる（以上四月一日）
（経理装備局艦船武器課需品室長）防衛部員　伊藤　正裕
防衛事務官に任命する
統合幕僚監部総務部総務課会計室長を命ずる
（航空補給処保管部長）防衛技官　高沢　伸
防衛事務官に任命する
自衛隊東京地方協力本部副本部長を命ずる
（陸上幕僚監部監理部総務課文書班長）防衛事務官　福永　博司
自衛隊愛知地方協力本部副本部長を命ずる
（防衛監察本部総務課企画室長）川上　悦司
同自衛隊兵庫地方協力本部副本部長を命ずる
（人事教育局厚生課共済調査官）中島　義則
同陸上自衛隊研究本部総務部長を命ずる
（地方協力局補償課企画官）防衛部員　里吉　勝
防衛事務官に任命する
海上自衛隊第2術科学校総務部長を命ずる
（防衛研究所教育部教務課長）野﨑　雅志
海上自衛隊航空補給処保管部長を命ずる
（兵庫地方協力本部副本部長）中野　稔彦
技術研究本部航空装備研究所管理部総務課長を命ずる
（装備施設本部総務課長（兼）装備施設本部総務課契約情報保全室長（兼）装備施設本部総務課情報公開・個人情報保護室長）同　岩渕　隆男
装備施設本部総務課情報公開・個人情報保護室長の兼補を解く
装備施設本部総務課契約情報保全室長の兼補を解く
（装備施設本部調達企画課長（兼）装備施設本部調達企画課調達情報管理室長）防衛技官　小座間陽一
装備施設本部調達企画課調達情報管理室長の兼補を解く
装備施設本部調達企画課契約管理官の兼補を解く
（装備施設本部監査課監査管理官（兼）装備施設本部監査課上席監査官（兼）経理装備局監査課）同　濱竹　幸夫
装備施設本部監査課上席監査官の兼補を解く
経理装備局監査課の兼務を解く
装備施設本部調達企画課調達情報管理室長を命ずる
（経理装備局艦船武器課企画班長）防衛部員　伊藤　俊男
防衛事務官に任命する
防衛監察本部総務課企画室長を命ずる
（帯広防衛支局長）防衛技官　倉沢　泰児
帯広防衛支局総務課長事務取扱を解く
（東北防衛局企画部長）防衛事務官　岩田　典郎
東北防衛局企画部施設取得課長事務取扱を命ずる
（東北防衛局総務部総務課長）同　佐藤　憲行
三沢防衛事務所長を命ずる
（北関東防衛局総務部長）同　杉本　正明
北関東防衛局総務部契約課長事務取扱を解く
（北関東防衛局企画部長）防衛技官　窪　伍朗
北関東防衛局企画部施設対策計画課長事務取扱を解く
北関東防衛局企画部防音対策課長事務取扱を解く
（北関東防衛局調達部長）同　高橋　健一
北関東防衛局調達部土木課長事務取扱を解く
北関東防衛局調達部装備企画課長事務取扱を解く
（中国四国防衛局総務部総務課課長補佐（総務、企画、審査担当））同　水戸　栄次
前橋防衛事務所長を命ずる
（南関東防衛局調達部長）同　中園　康也
南関東防衛局調達部土木課長事務取扱を解く
（近畿中部防衛局企画部長）同　横山　公平
近畿中部防衛局企画部防音対策課長事務取扱を解く
（近畿中部防衛局管理部長）防衛事務官　島　眞哉
近畿中部防衛局管理部施設管理課長事務取扱を解く
（東海防衛支局長）同　村上　喜仁
東海防衛支局総務課長事務取扱を解く
（九州防衛局会計監査官）同　橋本　和人
中国四国防衛局会計監査官を命ずる
（九州防衛局企画部長）同　松本　俊彦
九州防衛局企画部周辺環境整備課長事務取扱を解く
（九州防衛局調達部長）防衛技官　飯田　恭久
九州防衛局調達部設備課長事務取扱を解く
（九州防衛局管理部長）同　平田　徹
九州防衛局管理部施設取得課長事務取扱を解く
（九州防衛局調達部調達計画課長）同　垣田　賴成
九州防衛局会計監査官を命ずる
（熊本防衛支局長）同　大村　幹彦
熊本防衛支局設備課長事務取扱を解く
（九州防衛局管理部業務課課長補佐（総務、事故補償担当））防衛事務官　野中　泰彦
別府防衛事務所長を命ずる
（沖縄防衛局管理部長）同　木村　一夫
沖縄防衛局管理部施設取得第3課長事務取扱を解く
（航空幕僚監部運用支援・情報部情報課情報運用室情報資料専門官）同　永澤　肇
沖縄防衛局会計監査官を命ずる
（沖縄防衛局総務部総務課長）同　垣花　恵顕
沖縄防衛局会計監査官の兼補を解く
（那覇防衛事務所長（兼）沖縄防衛局管理部施設取得第2課長）同　安村　宗英
沖縄防衛局管理部施設取得第2課長の兼補を解く（以上四月二十五日）
防衛書記官に任命する
大臣官房参事官を命ずる
（大臣官房参事官）防衛書記官　佐藤　隆章
防衛事務官に任命する
北海道防衛局次長を命ずる（以上六月八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月六日マラウイ国の独立記念日につき、同月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、和歌山労働局の関係事業主を代表する者塩路茂一の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年7月7日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、和歌山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成23年7月21日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　和歌山労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考